

測量 CPD マニュアル

はじめに

昨今の測量技術は、科学技術の急速な進展に伴い、地上から宇宙までの空間情報等の計測と利活用を扱う専門技術へと進化しております。この空間情報の整備等に携わる測量技術者の責任はまことに重大であり、時代に即した能力の維持及び向上に資するための自己研鑽はますます不可欠なものとなってきております。測量技術者は、常に技術者としての誇りと品格を保ち、自己の資質と技術の向上に努め、社会に貢献することが必要であります。

近年、継続教育(Continuing Professional Development 以下「CPD」という。)の名の下に、各種技術者の教育においては相互認証の動きが各団体で活発に行われつつあり、資格取得後も能力を維持し、新しい時代の要請に応えるための継続学習が重要であるとの認識が広がってきております。

技術者の技術力は、各人の知識と経験によって支えられています。知識は学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって、経験は実社会における実務経験によって培われます。すなわち、技術者の技術力は、学歴・資格取得、継続教育、実務経験の3本の柱によって支えられています。

学歴は卒業証明書によって、資格は測量士・測量士補・土地家屋調査士等の登録証明書や地理空間情報専門技術(旧:測量専門技術)認定制度の認定証明書等によって、また、測量の実務経験や実績は、TECRIS によって、社会的に評価されています。

しかしながら、継続学習については、平成13年から社団法人日本測量協会が部分的ではあるが実施したものの、広く社会に認知されるには至りませんでした。また、測量・地図関係に関する研修・講習は諸団体において数多く実施され、測量技術者はそれぞれが自己研鑽に努めており、個々に受講修了書等により証明されるものの、これを総合的に評価・証明するシステムはありませんでした。

このことを背景に平成16年に測量・地図関連の学協会等の団体で構成される「測量系CPD協議会」(以下「協議会」という。)を発足させ、関係学会・団体で実施する全ての講習会等での学習履歴を共通の基準で評価し、測量技術者の自己研鑽による学習(以下「測量CPD」という。)を一括管理することといたしました。(平成20年度から協議会へ全て移行)

また、令和2年度からは、それまでの測量CPD制度では学習プログラム認定の対象外としていた協議会の構成団体(以下「構成団体」という。)における各種委員会活動や大学等における講義・指導などの学協会活動等による社会・業界への貢献等についても学習プログラムとして認定し、一定の基準によりポイントとして評価・管理することとしました。

このように測量CPD制度は、学習記録や学協会活動等を学習単位(以下「ポイント」という。)をもって評価し、総合的な学習履歴や社会・業界への貢献等を証明することによって、自己研鑽等に努力する技術者を内外にアピールするものです。

I. 総則

1. 目的

測量 CPD は、測量・地図関係事業に携わる測量技術者が研修・講習会、講演会、研究発表会、シンポジウムなど各種プログラムによる自己研鑽の活動を通じて必要な技術力と資質の維持・向上を図り、また構成団体における学協会活動等による社会・業界への貢献等を通して、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに国民の福祉に貢献することを目的とします。

測量 CPD の具体的な目的を要約すると、次のとおりです。

(参考)

- ① 努力する測量技術者の評価（社会的地位の向上）
- ② 測量技術者の技術レベルの維持向上（品質の確保）
- ③ 測量技術の体系的な学習（総合的自己啓発の推進）

2. 測量 CPD に係わるポイントを認定する基本原則

測量 CPD に係わるポイントを認定する基本原則は、下記の4原則としています。

① 公開性

構成団体に所属する会員等が等しく参加できる研究発表会、講習会、研修会などへの参加及びそれらにおける講義のほか、構成団体における各種委員会活動、大学・公的機関の教育施設・専門学校等における講義・指導等を対象にします。

② 客観性

ポイントの付け方は、内容、拘束時間などを勘案して妥当かつ公正な点数でなければなりません。

③ 検認性

参加を証明する修了証、参加証、講師依頼状などを検認できる必要があります。

④ 帰属性

共催等複数の団体で実施された研究発表会、講習会、研修会などにおいては、いずれか一つの団体からのみしか登録できないものとし、二重登録を禁止します。

3. 対象者

測量 CPD 学習の対象者は、原則として構成団体に所属する会員としますが、それ以外であっても自己研鑽に努めようとする測量技術者については測量 CPD への参加を可能とします。

4. 測量 CPD の構成

測量 CPD の構成は、①学習プログラムの認定、②学習プログラムの提供、③学習履歴台帳の登録及び技術者証の発行、④学習の評価、⑤学習履歴の登録および管理、⑥学習履歴の証明、⑦学習プログラムの事後評価となっています。

II. 学習プログラムの認定と提供

1. 学習プログラムの認定

構成団体が主催若しくは構成団体以外の団体と共催する、又は国若しくは地方公共団体の主催するものであって構成団体が協力する講習会・講演会(以下「講演会等」という。)、構成団体における論文発表等、及び構成団体における学協会活動等による社会・業界への貢献等の学習プログラムを、協議会が設定した基準により、測量CPD学習プログラムとして認定します。講演会等に関する学習プログラムの認定結果については、協議会のホームページへ掲載し公表します。

学習プログラムの認定及び手続きは、次のとおりです。

学習プログラム等の審議は、学習プログラムを実施する団体(以下「実施団体」という。実施の形態は主催、共催、又は協力を問わない。)が学習プログラム等を記した申請書(協議会様式1「測量CPD学習プログラム認定申請書」)を事務局に提出し、事務局は学習プログラム基準に適合したものについて認定書(協議会様式1「測量CPD学習プログラム認定書」)を当該実施団体に通知します。

なお、国若しくは地方公共団体が主催する講演会等に協力する実施団体の事務分担等については、当該主催者との協議によるものとします。

2. 学習プログラムの提供

学習プログラムは、構成団体が主催若しくは共催し、又は国若しくは地方公共団体が主催し構成団体が協力する講演会等のほか、構成団体における論文発表、資格取得、受賞、技術図書定期購読、構成団体における各種委員会活動、大学・公的機関の教育施設・専門学校等における講義・指導等が対象で、その内、講演会等については原則として事前に公表し、提供します。

(1) 学習プログラムの形態

学習プログラムの形態は大きく分類すると、参加学習型、情報提供型、自己学習型、学協会活動型があり、区分すると下表のとおりです。

形態	大項目	中項目
参加 学習型	各種技術講習会等	技術認定講習会 国家試験受験対策セミナー、技術研修会等
情報 提供型	技術指導 技術研究発表 論文発表、執筆 技術報告等 資格取得 受賞	研修会・講習会の講師等 講演会の講演者、シンポジウムのパネラー 口頭・ポスター発表等 論文発表(査読付き)技術図書執筆 技術報告・研究速報・解説・論説等 認定資格取得 技術に関する奨励賞、論文奨励賞、論文賞等
自己 学習型	技術図書の購読 自宅学習	定期刊行誌の購読等 国家試験受験対策講座(通信添削等) eラーニング等の遠隔学習
学協会 活動型	委員会等活動 講師・技術指導 学術講演会及び技術発表会 報告文執筆活動 書籍執筆活動 技術ボランティア(普及・啓発) 活動	技術に関する委員会活動等、運営に関する委員会活動 、研究会等の活動、業界・資格者等のための会務、編集 委員会、文献抄録委員会、表彰委員会等 大学・公的機関の教育施設、専門学校等における講義・ 指導 議事進行・パネルディスカッションの座長等、技術発表会 場での発表と内容の審査、委員会・シンポジウム等の企 画活動等 査読付きでない報告文 査読付きでない執筆 講師等

(詳細は、別紙1「測量CPD学習プログラム及び学習ポイント数に係わる基準」及び別紙3「技術図書のプログラム及びポイント」を参照)

※ 測量CPD学習プログラムの広報は、各実施団体(主催)が行います。

※ 共催及び協力に当たっては、主催に準じて取り扱うものとします。

(2) 学協会活動等による社会・業界への貢献等の対象項目

学習プログラムとして認定の対象となる学協会活動等による社会・業界への貢献等の項目は、協議会の各団体における活動であって下表に掲げるものとします。

大項目	中項目
委員会活動	技術に関する委員会活動等
	運営に関する委員会活動
	研究会等の活動
	業界・資格者等のための会務
	編集委員会（通常の編集活動）
	編集委員会（論文等の査読）
	文献抄録委員会（書評等の執筆）
	その他上記項目と同等と認められるもの
講師・技術指導	大学・公的機関の教育施設、専門学校等における講義・指導
学術講演会及び技術発表会	議事進行・パネルディスカッションの座長等
	技術発表会場での発表と内容の審査
	委員会、シンポジウム等の企画活動等
報告文執筆活動	査読付きでない報告文（学協会誌上で公知になることが前提）
書籍執筆活動	査読付きでない執筆（測量・地理空間情報技術の向上や業界への貢献が認められる書籍の執筆活動が対象）
技術ボランティア（普及・啓発）活動	測量・地理空間情報技術の普及・啓発に貢献している活動が対象
その他上記項目と同等と認められるもの	

Ⅲ. 学習履歴の登録と証明

1. 学習履歴台帳の登録及び技術者証の発行

測量CPDの学習への参加を希望する技術者は、測量CPD学習履歴台帳（以下「学習履歴台帳」という。）に登録されるとともに、協議会から測量CPD技術者証が発行されます。

なお、学習履歴台帳は協議会で統合的に管理します。

技術者証は、測量CPDの学習に参加している技術者に発行するものであり、講習会等において必要に応じて提示できるように常時携行するよう努めて下さい。

(1) 学習履歴台帳の登録

学習履歴台帳に登録しようとする者は、参加者個人又は団体がまとめて申請(協議会様式2「測量 CPD 学習履歴台帳登録申請書・技術者証発行申請書」)して下さい。

なお、申請時の記載事項に変更が生じた場合には、協議会様式2により、登録内容変更を申請してください。

(2) 技術者証の形状及び記載事項

技術者証の形状及び記載事項は、次のとおりとします。

表 面

測量CPD技術者証	
測量CPD 登録番号	○○○○○○○○○
氏 名	○○ ○○
生年月日	年 月 日
登録年月日	年 月 日
有効期限	年 月 末日
所 属	
発行 年 月 日	印
測量系CPD協議会	

裏 面

測量技術者の倫理
測量技術者は、技術者としての誇りと品位を保ち、常に自己の資質と技術の向上に努め、社会に貢献すること
(社会貢献の優先) 与えられた環境及び条件下において、最善の測量技術を発揮すること (データ及び測量成果の提供) 測量専門家として取得したデータ及び測量成果を正確に提供すること (専門家としての職務遂行) 専門とする技術領域及び資格において、その職務を誠実に遂行すること (専門家としての自己研鑽) 先端技術の開発又は修得に努め、成果の品質向上に精励すること
平成16年7月制定(一部抜粋)

(3) 技術者証の再発行手続き

技術者証の記載事項の変更又は紛失等により再発行を希望する者には、申請(協議会様式2「測量 CPD 学習履歴台帳登録申請書・技術者証発行申請書」)することにより発行します。(有料)

(4) 測量 CPD 技術者証の有効期間

測量 CPD 技術者証の有効期間は発行から5年間とし、更新は5年間の経過毎に行います。なお、期間内における再発行の有効期限は、現在の発行されている有効期限とします。

(5) 測量 CPD 技術者証の更新手続き

測量 CPD 技術者証の有効期限は5年間ですので、更新が必要となります。更新の手続きは、申請(協議会様式2「測量 CPD 学習履歴台帳登録申請書・技術者証発行申請書」)することにより更新されます。

2. 学習の評価

学習及び学協会活動等による社会・業界への貢献等(以下「測量 CPD 学習」という。)の評価は、協議会が定める基準により、ポイントをもって表記します。

ポイントは、5年間分を累積加算して個人別の学習履歴台帳に記録します。

なお、ポイントの有効期限は5年間とします。従ってポイントを取得してから5年を経過したポイントは削除します。

(1) 測量 CPD 学習の評価単位

測量 CPD 学習の評価は、ポイントで表記します。

講習会等の学習単位の1ポイントは、受講1時間が標準となっていますが、協議会の基準により学習内容等の審議を経て決定します。

また、学協会活動等による社会・業界への貢献等のポイントは、活動内容等に応じて協議会の基準により決定します。

(詳細は、別紙1「測量 CPD 学習プログラム及びポイント数に係わる基準」及び別紙3「技術図書のプログラム及びポイント」を参照)

(2) 推奨する取得ポイント数

ポイントの取得は、学習分野の総計で、5年間で 100 ポイント以上を推奨しています。

ポイント数は、自分の専門分野を考慮しながら将来に向かって学習計画を立て、年平均 20 ポイント以上で、各分野毎にバランスの良いポイント数の取得に心掛けて下さい。

なお、公益社団法人日本測量協会が継続的に実施している地理空間情報専門技術認定講習会関連及びサーベイアカデミーに限りその学習プログラムについては、過去5年間に取得した学習について、審査の上、ポイントを付与することとしています。ただし、2021年3月31日までに学習履歴登録の申請があったものに限ります。

3. 学習履歴の登録及び管理

測量 CPD の学習プログラムに参加した技術者の学習履歴(氏名、学習内容、学習日、学習分野、ポイント数等)は、協議会において統合的に保存管理されます。

(1) 学習履歴の登録

学習履歴の登録申請は、講習会等の履修後又は学協会活動の実施後に実施団体又は参加者本人(当該社員の同意を受けた会社)から学習履歴の登録を申請(協議会様式3「測量 CPD 学習履歴登録申請・受講証明書」)して下さい。学習履歴を登録します。

ただし、申請できる期間は、履修後又は活動実施後6ヵ月以内とします。

(2) 学習履歴の管理

学習履歴の管理は、測量 CPD 学習履歴台帳に登録管理します。

学習履歴は、取得時点から5年間有効ですので、5年以上経過した学習のポイントについては、順次自動的に消去します。

※ポイントの有効期間5年間について

科学技術の進歩発展、社会情勢の急速な変革に伴い、概ね5年前の学習内容は現時点においては適用されなくなりつつあり、また、間違っただ記憶や忘却していることも多々あります。そのために知能をリフレッシュする必要から、ポイントの有効期間を5年間としたものです。

(3) 登録の抹消

申請内容に虚偽の記載等が判明した場合には、登録の抹消などの措置を講じますのでご注意ください。

4. 学習履歴の証明

学習履歴台帳に登録された者は、「測量 CPD 学習履歴証明書発行申請書」を申請することにより、「測量 CPD 学習履歴証明書」を受け取ることができます。(有料)

学習履歴の証明は、学習参加者又は学協会活動実施者本人の申請(協議会様式4(個人用)「測量 CPD 学習履歴証明書発行申請書」)により、直近5年間の学習履歴を記載した学習履歴証明書(協議会様式4(個人用)「測量 CPD 学習履歴証明書」)が発行されます。

また、会社が社員のポイントを必要とする場合には、当該会社の申請(協議会様式4(団体用)「測量 CPD 学習履歴証明書発行申請書」同意書添付)により、直近5年間のポイント数を記載した学習履歴証明書(協議会様式4(個人用)「測量 CPD 学習履歴証明書」)が発行されます。(有料)

(手続き等については、「⑧(1)測量 CPD 学習の諸手続及び手数料の種類」を参照)

5. 手数料

(1) 測量 CPD 学習の諸手続及び手数料の種類

測量 CPD 学習の手続きの種類は、ア. 学習プログラムの認定、イ. 測量 CPD 学習履歴台帳の登録及び測量 CPD 技術者証の発行、ウ. 測量 CPD 技術者証の再発行、エ. 測量 CPD 技術者証の更新、オ. 学習履歴の登録、カ. 学習履歴証明書の発行の6種類があります。

手続きの方法及び手数料は、次のとおりです。

ア. 学習プログラムの認定

- ・手続きは、協議会様式1によります。
- ・手数料……………1プログラム/1件 10,000 円

イ. 測量 CPD 学習履歴台帳の登録及び測量 CPD 技術者証の発行(5年間有効、手数料には登録料を含みます。)

- ・手続きは、協議会様式2によります。
- ・手数料…………… 1,030 円

ウ. 測量 CPD 技術者証の再発行(有効期間内)

- ・手続きは、協議会様式2によります。
- ・手数料…………… 520 円

エ. 測量 CPD 技術者証の更新(5年間有効)

- ・手続きは、協議会様式2によります。
- ・手数料…………… 520 円

オ. 学習履歴の登録

- ・手続きは、協議会様式3によります。
- ・手数料…………… 520 円/1件

カ. 学習履歴証明書の発行

- ・手続きは、協議会様式4によります。
- ・手数料…………… 1,030 円/1件

※ 公益社団法人日本測量協会の正会員及び準会員の上記手数料は、イ、エ、オは無料、カは 520 円/1 件です。学習履歴証明書を PDF にしてメールで送付希望の方（後日原本も併せて送付）は、会員 800 円、非会員 1,300 円となります。

(2) 手続きの手数料金の払込先

各種手続きに係わる手数料は、次の口座に振り込むものとします。

- ・郵便振替口座名称:公益社団法人 日本測量協会
- 番号:00180-3-89319

※ 手数料は、まとめて振り込みができます。(払込書の通信欄に「測量 CPD 学習履歴登録 ○○名分」等と用件を記載願います。

会社で払い込みする場合には、通信欄に測量CPD 番号又は登録者名をご記入下さい。

IV. 学習プログラムの技術水準の確保

1. 公認講師

学習プログラムの講師を行う者は、測量技術に関して一定の水準以上の知識と経験が必要です。このため、測量 CPD「公認講師」資格基準により、講師陣を編成し、講師の技術水準の確保を図ることとしています。

(詳細は、別紙2「測量 CPD「協議会公認講師」の資格に係わる基準」を参照)

2. 事後評価

学習プログラムの技術水準を確保するために、認定部会において前年に実施された学習プログラムから数件を抽出して、その事後評価を実施します。

事後評価の結果は事務局および連絡部会に報告され、連絡部会からすべての構成団体に伝達され、以後の学習プログラムの技術水準を確保するために参照されます。

(詳細は、別紙4「測量 CPD 学習プログラムの事後評価基準」を参照)

V. 運営

1. 測量 CPD の運営組織

「測量系 CPD 協議会規約」及び「測量系 CPD 協議会運営規程」に基づき、各部会を設置し、上記事項についての処理を行います。

事務局は、公益社団法人日本測量協会の測量継続教育センター内に置きます。

2. 構成団体

構成団体は、次のとおりです。

- 公益社団法人 日本測量協会
- 公益財団法人 日本測量調査技術協会
- 一般財団法人 日本地図センター
- 一般財団法人 測量専門教育センター
- 一般社団法人 地図調製技術協会
- 日本土地家屋調査士会連合会
- 一般財団法人 日本建設情報総合センター
- 一般社団法人 全国測量設計業協会連合会
- 一般社団法人 日本国土調査測量協会

日本測地学会
一般社団法人 日本写真測量学会
一般社団法人 地理情報システム学会
日本地図学会
一般社団法人 日本リモートセンシング学会
一般社団法人 三重県測量設計業協会
一般社団法人 大阪府測量設計業協会
GITA-JAPAN
NPO 法人 全国G空間情報技術研究会
公益社団法人 全国国土調査協会

別紙 1

測量 CPD 学習プログラム及び学習ポイント数に係わる基準

測量 CPD 学習プログラム及び学習ポイント数の認定に係る基準は、次のとおりとする。

1. 測量 CPD 学習プログラムの認定基準

学習プログラムの認定基準は、学習の内容が測量技術者の測量・地理空間情報技術の向上に資するものであること、あるいは構成団体における活動内容が社会・業界へ貢献するものであることとする。主なものは次のとおり。

- (1) 各種技術講習会等
 - 1) 技術認定講習会
 - 2) 国家試験受験対策セミナー
 - 3) 技術研修会
 - 4) 技術者倫理に関する講習会
- (2) 技術指導
 - 1) 研修会・講習会の講師等
 - 2) 講演会の講演者、シンポジウムのパネラー
- (3) 技術研究発表会
 - 1) 口頭・ポスター発表等
- (4) 論文発表、執筆
 - 1) 原著論文(査読付)
 - 2) 技術報告、研究速報、解説、論説
- (5) 技術図書の執筆
 - 1) 技術図書
- (6) 資格取得・受賞等
 - 1) 各種専門技術認定資格
 - 2) 地理空間情報技術奨励賞、技術奨励賞、論文賞等
- (7) 技術図書の購読
 - 1) 機関誌の定期購読
 - 2) eラーニング等の遠隔学習
- (8) 学協会活動等による社会・業界への貢献等
 - 1) 委員会活動
 - 2) 講師・技術指導
 - 3) 学術講演会及び技術発表会
 - 4) 報告文執筆活動
 - 5) 書籍執筆活動

- 6) 技術ボランティア(普及・啓発活動)
7) その他上記項目と同等と認められるもの

2. ポイント数の基準

学習プログラムのポイント数の基準は、下表のとおりとする。

学習プログラム及びポイント数

学習プログラム		ポイント数
①講習会	受講者	1p/時間
②技術指導	講師・パネラー等	3p/時間
③技術研究発表	口頭・ポスター発表	2p/件
④論文(原著論文)	筆頭著者(査読付) 共著者	5p/件 2p/件
	技術報告・研究速報・解説・論説 筆頭著者(査読付) 共著者	3p/件 1p/件
⑤技術図書	単著者	10p/件
	共著者	5p/件
	分担著者	2p/件
⑥資格取得・受賞等	資格取得	7p/件
	受賞	3p/件
	各種専門技術認定(民間) 地理空間情報技術奨励賞 技術奨励賞(応用)	4p/件
	論文賞	6p/件
⑦技術図書の購読	機関誌の定期購読 eラーニングシステムによる講習等	5p/1年 所要時間p/件
⑧技術に関する委員会活動等	委員長	3p/回
	委員(資料作成等を伴う場合)	2p/回
	委員(資料作成等を伴わない場合)	1p/回
⑨運営に関する委員会活動	委員長	3p/回
	委員(資料作成等を伴う場合)	2p/回
	委員(資料作成等を伴わない場合)	1p/回
⑩研究会等の活動	委員長	3p/回
	委員(資料作成等を伴う場合)	2p/回
	委員(資料作成等を伴わない場合)	1p/回
⑪業界・資格者等のための会務	委員長	3p/回
	委員	1p/回
	試験問題作成	2p/試験時間
	試験答案採点	2p/試験時間

⑫編集委員会 (通常の編集活動)	委員長 委員(資料作成等を伴う場合) 委員(資料作成等を伴わない場合)	3p/回 2p/回 1p/回
⑬編集委員会 (論文等の査読)	委員長 委員 査読	3p/回 2p/回 2p/件
⑭文献抄録委員会	書評の執筆	1p/件
⑮表彰委員会	学会賞審査等	2p/件
⑯その他上記項目と 同等と認められる 委員会活動	委員長 委員(資料作成等を伴う場合) 委員(資料作成等を伴わない場合)	3p/回 2p/回 1p/回
⑰大学・公的機関の 教育施設、専門学校 等における講義・指導	講師 助手	3p/時間 1p/時間
⑱学術講演会及び 技術発表会	議事進行 パネルディスカッションの座長等	3p/時間 3p/時間
⑲技術発表会場での 発表と内容の審査	審査	1p/時間
⑳委員会、シンポジウム 等の企画活動等	(開催規模に応じて付与)	1～5p/開催
㉑報告文執筆活動 (査読付きでない報告文)	単著者 共著者	2p/件 1p/件
㉒書籍執筆活動 (査読付きでない執筆)	単著者 共著者 分担著者	3p/件 2p/件 1p/件
㉓技術ボランティア (普及・啓発)活動	講師等	3p/時間
㉔その他上記項目と 同等と認められるもの	(内容に応じて付与)	

※内容によっては、必要時間に変動がある場合はポイント数が変更される。

3. ポイントの有効期間

ポイントは、取得(講習会等修了した時)してから5年間とし、5年分について、加除管理する。

別紙 2

測量 CPD「協議会公認講師」の資格に係わる基準

測量 CPD 学習プログラムの円滑な遂行を図るため、「測量 CPD」の講師は、測量に関する一定水準以上の技術の知識・経験が必要である。

このため、下記の測量 CPD「協議会公認講師」の資格基準により、技術講習会講師の技術水準の確保を図るものである。

当該講師の名称は「協議会公認講師」として、委嘱は主催する構成団体の長が行う。

なお、講師に不適切な行為等があった場合には、「協議会公認講師」を取り消すものとする。

記

協議会公認講師は、次の各項の一つ以上を満たしている者とする。

1. 測量士の有資格者で、資格取得後5年以上の経験を有する者
2. 測量に関し、15年以上の経験を有する者
3. 学校教育の場において測量に関する教員資格を有する者
4. 新技術等の知識を修得している者
5. 測量関係の関連法規に関する知識を有する者
6. 認定部会の推薦を経て構成団体の長が特に認めた者

別紙 3

技術図書のプログラム及びポイント

測量 CPD 学習プログラム及びポイント数に係わる基準のうち、技術図書のプログラム及びポイントは、次のとおりとする。

項目	形態	ポイント	備考
技術図書の執筆	情報提供型	単著者	10 ポイント/件
		共著者	5 ポイント/件
		分担執筆者	2 ポイント/件
			構成団体編の技術図書に限る。 原則として表紙に著者名が明記されていること。 共著者・分担執筆者は、人数によらない。

別紙 4

測量 CPD 学習プログラムの事後評価基準

学習プログラムの事後評価は、別紙1に記載された各種技術講習会を主として対象とするが、それ以外の学習プログラムを含めてもよい。前年に実施された学習プログラムのうちから認定部会長が数件を抽出して、認定部会においてそれらの評価を実施する。

評価に際しては、当該学習プログラムの実施団体に対して説明を行う者の認定部会への出席を求めることができる。

評価は主として下記の観点から行うが、これに限定するものではない。

記

1. 測量 CPD に係わるポイントを認定する基本原則（公開性、客観性、検認性、帰属性）に反していないか。
2. 学習プログラムの内容に認定時と相違がないか。
3. 学習プログラムの内容は、測量技術者の技術の向上に資するものであったか。
4. 実施団体の活動内容が社会・業界へ貢献するものであったか。

測量CPDマニュアルの改正履歴

2017年 5月 31日改正

(改正箇所)4.「測量 CPD」の構成 ①学習プログラムの認定 関係

(改正概要) 測量系 CPD 協議会の構成団体又はその共催者以外でも国及び地方公共団体等からの協力要請に基づき実施する学習プログラムについて認定対象とした。

2017年 12月 18日改正

(改正箇所)4.「測量 CPD」の構成 ⑤学習履歴の登録と管理 関係

(改正概要) 学習履歴登録申請の方法について、学習履歴登録 Web 受付システムによっても申請ができるようにした。

2018年 11月 12日改正

(改正箇所)4.「測量 CPD」の構成 ポイントの公開 関係

(改正概要) 測量系 CPD 協議会ホームページから閲覧可能な一般向けのポイントの公開については、システムの老朽化等により廃止したため、「⑦ポイントの公開」を削除した。

(改正箇所)6.構成団体 関係

(改正概要) 測量系 CPD 協議会の構成団体に、公益社団法人全国国土調査協会を加えた。

2020年 4月 1日改正

(改正箇所)はじめに、1. 目的、2. 測量 CPD に係わるポイントを認定する基本原則、4. 測量 CPD の構成、別紙1 関係

(改正概要) 学協会活動等による社会・業界への貢献等を学習プログラムとして認定し、実施した活動を学習履歴として登録管理するための改正及びその他所要の改正

2020年 7月 16日改正

(改正箇所) I. 総則、II. 学習プログラムの認定と提供、III. 学習履歴の登録と証明、IV. 学習プログラムの技術水準の確保、V. 運営、別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4 関係

(改正概要) 学習プログラムの技術水準確保のため事後評価の実施の新設、及びマニュアル記載内容の整理のための所要の改正